

中期事業計画（平成24年度～平成26年度）について

宮崎県信用保証協会

1. 業務環境

(1) 宮崎県の景気動向

宮崎県の景気は、「宮崎県内経済情勢報告」（宮崎財務事務所、平成24年1月報告）によると、緩やかな持ち直しの動きが続いていましたが、昨年の夏以降の急激な円高の進行や欧州政府債務危機の煽りを受け、全体として持ち直しの動きがやや弱まり回復が遅れてきています。

企業倒産件数は、12月までで30ヶ月連続で1桁台の推移となりましたが、負債金額は前年を上回る状況となっており、倒産件数は総じて見れば低位にありますが、業績改善が進んでいない企業も多く、先行きの倒産件数増加が懸念されます。

生産活動や輸出、公共投資は低調で、また、消費マインドも回復感に乏しく、県内経済は総じて低水準で推移しています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業の景況感は、「法人企業景気予測調査」（宮崎財務事務所、平成23年10月～12月期調査）によると、平成23年10月～12月期では、平成23年7月～9月期に比べ「上昇」と「下降」が同数と均衡していますが、先行きについては「下降」超で推移する見通しとなっています。

県内主要金融機関である宮崎銀行、宮崎太陽銀行の中小企業等貸出残高は、平成23年12月末の前年同月比では、順に104.2%、103.0%と増加していますが、保証付き融資においては金融機関による貸出の一本化の流れを受けて、全体で前年同月比90.0%と減少しています。

また、保証付き融資の条件変更金額の平成23年4月～平成24年1月までの累計額は、前年同期比では105.5%、代位弁済金額は、同111.1%と増加しており、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

2. 業務運営方針

口蹄疫、鳥インフルエンザの相次ぐ発生、新燃岳噴火の降灰の災害、更には東日本大震災の影響で長引く景気低迷の中、セーフティネット保証、地方公共団体の制度融資の積極的活用により、中小企業向け事業資金の円滑な供給に努めることは勿論のこと、金融機関、商工団体、宮崎県中小企業再生支援協議会等との更なる連携強化を行い、中小企業者への経営支援、再生支援の一層の充実を行って参ります。そのために、組織体制の変更を行い、経営

支援、再生支援部門の拡充を図ります。

また、経営支援、再生支援、期中管理の充実により代位弁済の抑制を図るとともに、求償権の回収強化も行い、経営基盤の毀損の回避にも努めます。

更に、平成26年度においては新電算システムの導入を予定しており、今年度よりその準備期間となることから、導入に向けての職員の配置も考慮し、スムーズな導入が行えるよう進めていくこととします。

最後に、引き続きコンプライアンス態勢の強化を行い、健全な協会経営を維持し、中小企業の振興に貢献して参ります。

(1) 経営支援・再生支援体制の強化

厳しい経営環境の下、中小企業の経営相談や再生支援の重要性が年々高まっていることから、経営支援部を中心に関係機関と協力して積極的な対応を行います。

<初年度目（平成24年度）における取組方針>

- ① MSS（経営診断システム）を活用したモニタリングの実施、金融機関と協力して経営支援を積極的に行います。
- ② 県中小企業再生支援協議会との協調体制の強化を図ります。
- ③ 中小企業支援ネットワークを積極的に活用します。
- ④ 中小企業診断士による経営診断、経営改善アドバイス等を実施します。

<2年度目（平成25年度）における取組方針>

- ① MSS（経営診断システム）を活用したモニタリングの実施、金融機関と協力して経営支援を積極的に行います。
- ② 県中小企業再生支援協議会との協調体制の強化を図ります。
- ③ 中小企業支援ネットワークを積極的に活用します。
- ④ 中小企業診断士による経営診断、経営改善アドバイス等を実施します。

<3年度目（平成26年度）における取組方針>

- ① MSS（経営診断システム）を活用したモニタリングの実施、金融機関と協力して経営支援を積極的に行います。
- ② 県中小企業再生支援協議会との協調体制の強化を図ります。
- ③ 中小企業支援ネットワークを積極的に活用します。
- ④ 中小企業診断士による経営診断、経営改善アドバイス等を実施します。

2か年度の実績を踏まえ、各種方策の見直しにより、更なる支援体制の充実を図ります。

(2) 政策保証の推進

- ・ 特例保険を利用した保証制度の利用推進、地公体の中小企業金融支援対策に基づく地公体制度の積極的利用推進を行います。
- ・ 県や市町村と一体になり、県や市町村の中小企業政策に基づいた融資制

度の周知徹底や利用促進に努め、政策保証の推進を図ります。

・担保・第三者保証人に依存しない保証の推進を行います。

<初年度目（平成24年度）における取組方針>

- ① 特例保険を利用した保証制度の利用推進を行います。
- ② 地公体制度の利用推進を行います。
- ③ 担保・第三者保証人に依存しない保証の推進を行います。

<2年度目（平成25年度）における取組方針>

- ① 特例保険を利用した保証制度の利用推進を行います。
- ② 地公体制度の利用推進を行います。
- ③ 担保・第三者保証人に依存しない保証の推進を行います。

<3年度目（平成26年度）における取組方針>

- ① 特例保険を利用した保証制度の利用推進を行います。
- ② 地公体制度の利用推進を行います。
- ③ 担保・第三者保証人に依存しない保証の推進を行います。
- ④ 政策保証の利用状況を踏まえて、各金融機関と協調し、制度の見直しを行います。

(3) 利便性の向上に向けた努力

関係団体等の開催する研修会、中小企業向けイベント、セミナーへ職員を派遣し、協会のPR活動を行い、協会への意見・要望を伺うとともに、協会に対するニーズを掴み利便性の向上に努めます。

<初年度目（平成24年度）における取組方針>

- ① 関係団体等の開催する研修会、金融相談会、中小企業向けセミナーへの職員派遣
- ② 金融機関提携保証の改善
- ③ 審査部門と経営支援部門の連携強化
- ④ 地公体との協力により、地公体制度等の広報を行い、各種保証制度に対する理解を高め、利用促進を図ります。
- ⑤ 保証制度に対する職員の理解を深めるための研修会を行います。

<2年度目（平成25年度）における取組方針>

- ① 関係団体等の開催する研修会、金融相談会、中小企業向けセミナーへの職員派遣
- ② 金融機関提携保証の改善
- ③ 審査部門と経営支援部門の連携強化
- ④ 地公体との協力により、地公体制度等の広報を行い、各種保証制度に対する理解を高め、利用促進を図ります。
- ⑤ 保証制度に対する職員の理解を深めるための研修会を行います。

<3年度目（平成26年度）における取組方針>

- ① 関係団体等の開催する研修会、金融相談会、中小企業向けセミナーへの職員派遣
- ② 金融機関提携保証の改善
- ③ 審査部門と経営支援部門の連携強化
- ④ 地公体との協力により、地公体制度等の広報を行い、各種保証制度に対する理解を高め、利用促進を図ります。
- ⑤ 保証制度に対する職員の理解を深めるための研修会を行います。

(4) 期中管理の充実・強化

金融機関との連携強化により延滞先の状況把握を早急に行い、事故の抑制に努めます。また上期、下期の年2回行う大口保証先の管理を行い、必要な場合は、経営支援を行うことによって大口の代位弁済を回避します。

<初年度目（平成24年度）における取組方針>

- ① 金融機関との連携強化により延滞先の状況把握を早急に行い、事故の抑制・回避に努めます。
- ② 大口保証先の決算書を每期徴求し、CRD登録を行い業績内容の把握を行います。
- ③ 前回のCRDデータとの比較により、業績が悪化している先に対しては、MSS（経営診断システム）の活用や金融機関と協力し経営相談を行います。

<2年度目（平成25年度）における取組方針>

- ① 金融機関との連携強化により延滞先の状況把握を早急に行い、事故の抑制・回避に努めます。
- ② 大口保証先の決算書を每期徴求し、CRD登録を行い業績内容の把握を行います。
- ③ 前回のCRDデータとの比較により、業績が悪化している先に対しては、MSS（経営診断システム）の活用や金融機関と協力し経営相談を行います。

<3年度目（平成26年度）における取組方針>

- ① 金融機関との連携強化により延滞先の状況把握を早急に行い、事故の抑制・回避に努めます。
- ② 大口保証先の決算書を每期徴求し、CRD登録を行い業績内容の把握を行います。
- ③ 前回のCRDデータとの比較により、業績が悪化している先に対しては、MSS（経営診断システム）の活用や金融機関と協力し経営相談を行います。

(5) 回収の合理化・効率化

景気の低迷や求償権の質的劣化から回収は困難さを増していますが、通常行っている業務を見直すとともに新たな方策も追加し、回収の最大化を

目指します。

＜初年度目（平成24年度）における取組方針＞

- ① 新規代位弁済口への早期対応
- ② 法的手続きの強化
- ③ サービサーの活用
- ④ 求償権消滅保証の実施や一部弁済による保証人免除の活用

＜2年度目（平成25年度）における取組方針＞

- ① 新規代位弁済口への早期対応
- ② 法的手続きの強化
- ③ サービサーの活用
- ④ 求償権消滅保証の実施や一部弁済による保証人免除の活用

＜3年度目（平成26年度）における取組方針＞

- ① 前年度までの実績を検証し、更なる回収業務の改善を図ります。

（6）コンプライアンスの強化と個人情報保護の徹底

公的機関として、健全な協会経営を維持するために、ガバナンス重視の適正な業務運営を行う観点から、引き続きコンプライアンス態勢の充実強化と個人情報保護取扱いの徹底を行い、社会的信用を確保するとともに、公共的使命を果たします。

＜初年度目（平成24年度）における取組方針＞

- ① 24年度コンプライアンス・プログラムに基づく、役職員に対する内部研修及び啓発活動を実施します。
- ② 個人データの適正管理に取り組み、情報セキュリティ対策を講じます。

＜2年度目（平成25年度）における取組方針＞

- ① 25年度コンプライアンス・プログラムに基づく、役職員に対する内部研修及び啓発活動を実施します。
- ② 個人データの適正管理に取り組み、情報セキュリティ対策を講じます。

＜3年度目（平成26年度）における取組方針＞

- ① 26年度コンプライアンス・プログラムに基づく、役職員に対する内部研修及び啓発活動を実施します。
- ② 個人データの適正管理に取り組み、情報セキュリティ対策を講じます。

（7）電算システムの安定稼働・充実

平成26年度に予定している新電算システム導入において、スムーズな導入ができるよう職員の配置を行い、システムの充実を図る準備期間として3年間を取り組むことと致します。

＜初年度（平成24年度）における取組方針＞

- ① 平成26年度より導入を予定している新電算システムの安定稼働に向け

た作業推進

② 次期システムのあり方についての研究・検討

<2年度目（平成25年度）における取組方針>

① 平成26年度より導入を予定している新電算システムの安定稼働に向けた作業推進

② 次期システムのあり方についての研究・検討

<3年度目（平成26年度）における取組方針>

① 平成26年度より導入を予定している新電算システムの安定稼働に向けた作業推進

3. 保証承諾等主要計画

平成24年度から26年度の保証承諾等の主要業務数値は（見通し）は、以下のとおりです。

（単位：百万円、％）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	51,000	87.9	55,000	107.8	60,000	109.1
保証債務 残高	124,222	90.3	124,540	100.3	127,733	102.6
代位弁済	3,000	100.0	4,000	133.3	4,500	112.5
実際回収	1,000	100.0	1,100	110.0	1,200	109.1

平成24年度年度経営計画について

宮崎県信用保証協会

1. 業務環境

(1) 宮崎県の景気動向

宮崎県の景気は、「宮崎県内経済情勢報告」（宮崎財務事務所、平成24年1月報告）によると、緩やかな持ち直しの動きが続いていましたが、昨年の夏以降の急激な円高の進行や欧州政府債務危機の煽りを受け、全体として持ち直しの動きがやや弱まり回復が遅れてきています。

企業倒産件数は、12月までで30ヶ月連続で1桁台の推移となりましたが、負債金額は前年を上回る状況となっており、倒産件数は総じて見れば低位にありますが、業績改善が進んでいない企業も多く、先行きの倒産件数増加が懸念されます。

生産活動や輸出、公共投資は低調で、また、消費マインドも回復感に乏しく、県内経済は総じて低水準で推移しています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業の景況感は、「法人企業景気予測調査」（宮崎財務事務所、平成23年10月－12月調査）によると、平成23年10月－12月期では、平成23年7月－9月期に比べ「上昇」と「下降」が同数と均衡しているも、先行きについては「下降」超で推移する見通しとなっています。

県内主要金融機関である宮崎銀行、宮崎太陽銀行の中小企業等貸出残高は、平成23年12月末の前年同月比では、順に104.2%、103.0%と増加しているも、保証付き融資においては、金融機関による貸出の一本化の流れを受けて、全体で前年同月比90.0%と減少しています。

また、保証付き融資の条件変更金額の平成23年4月－平成24年1月までの累計額は、前年同期比では105.5%、代位弁済金額は、同111.1%と増加し、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

2. 業務運営方針

口蹄疫、鳥インフルエンザの相次ぐ発生、新燃岳噴火の降灰の災害、更には東日本大震災の影響で長引く景気低迷の中、セーフティネット保証、地方公共団体の制度融資の積極的活用により、中小企業向け事業資金の円滑な供給に努めることは勿論のこと、金融機関、商工団体、宮崎県中小企業再生支援協議会等との更なる連携強化を行い、中小企業者への経営支援、再生支援の一層の充実を行っていくことと致します。そのために、組織体制の変更を行い、経営支援、再生支援部門の拡充を図ります。

また、経営支援、再生支援、期中管理の充実により代位弁済の抑制を図るとともに、求償権の回収強化も行い、経営基盤の毀損の回避にも努めます。

更に、平成26年度においては新電算システムの導入を予定しており、今年度よりその準備期間となることから、導入に向けての職員の配置も考慮し、スムーズな導入が行えるよう進めていくことと致します。

最後に、引き続きコンプライアンス態勢の強化を行い、健全な協会経営を維持し、中小企業の振興に貢献して参ります。

① 利用企業者数の拡大

県内経済の活性化のため、関係機関と連携を強化し創業支援体制を充実させ、協会の利用促進に努めます。また、農商工連携、異分野連携やリレーションシップバンキング強化策など、新たな政策への積極的対応に努めます。

② 適正保証の推進

企業訪問や金融機関融資担当者との情報交換を密にし、企業の実態把握に努め、適切な借換保証の対応や小口零細保証など企業に即した保証制度の提案を行うとともに、中小企業金融円滑化法の延長を踏まえ、企業の資金繰りに支障をきたさないよう引き続き経営改善に協力するなど、柔軟な対応に努めます。

③ 金融機関・商工団体との連携強化

金融機関本部及び支店への訪問を密にし担当者との相互の連携強化を図るとともに、勉強会・研修会への講師派遣等により、お互いに目利き審査の能力を高め期中支援の強化に努めます。

また、商工団体との地域情報交換や、金融相談会へ積極的に参加して保証制度の広報に努めます。”

④ 期中支援（経営支援・再生支援）体制の強化

今年度より経営支援部を新設し、協会内部体制の充実を図ることにより、今まで以上に中小企業者への経営支援、再生支援に積極的に取り組みます。

具体的には金融機関との更なる連携強化の観点から、金融機関担当者同道の企業訪問や情報交換を頻繁に行い企業の実態把握に努め、経営支援、再生支援を進めます。

さらに中小企業支援ネットワークの活用により、各種専門家や相談員の有効利用を図ります。また、中小企業診断士による経営診断・経営相談の充実に努め、大口利用先に対するモニタリング実施やMSS（中小企業診断システム）を活用した経営支援を継続的に行います。

なお、再生支援協議会とは引き続き連携を強化し、企業の再生支援に積極的に取り組みます。”

⑤ 初期延滞督促

1ヶ月、2ヶ月の早期延滞の段階で、金融機関担当者との協力により、延滞原因の確認、延滞解消の方法・手段の呈示を求めることにより、長期延滞への移行を防止し、事故回避に繋がります。

⑥ 大口案件管理

大口保証先（保証債務残高 80,000 千円以上）の年2回の与信管理を行う。更に、直近CRDスコアリングが劣化した企業へは、金融機関と連携した企業訪問を実施することで企業実態の早期把握を行う。また中小企業診断士による経営診断や改善指導を行います。

⑦ 金融機関との情報交換

金融機関との連携を密にし、事故報告状態の企業について情報交換を推進します。また、金融機関より提出される業況報告書によりセーフティネット保証利用者の現状把握を行うとともに、業況悪化先へは早期改善策の提案を行います。

⑧ 新規代位弁済口に対する回収方策の早期着手

代位弁済前後に管理担当と代位弁済担当とが連携して情報を共有することで、顧客の状況に応じた有効な回収策を検討します。代位弁済履行後はその回収策に早期着手し、想定通りの回収が難しい場合や長期化が予想される場合には法的回収も考慮し、回収の最大化と迅速化を図ります。

⑨ 法的手続きの強化

平成23年度は、管理課・サービス営業所共に積極的に法的手続きを行った結果、休眠債権の掘り起こしや早期回収につながるケースが数多く認められました。平成24年度も個別案件の精査により引き続き積極的な手続きを行い、効率的回収を目指すものと致します。

⑩ サービスの積極的な活用

平成23年度は、サービス営業所が計画や前年実績を大幅に上回る回収を計上しました。サービスには実務経験が豊富なベテランが配置されており、平成24年度も無担保求償権のみならず一定の条件を満たした有担保求償権についても新規委託を行い、さらなる回収向上に努めます。

⑪ 求償権消滅保証の推進

平成23年度は、求償権消滅保証の候補先が新たな借入を希望しなかったり、金融機関の貸出により求償権の返済を行ったりしたため、実績がなかったが、業績回復基調にある求償権先の再生支援効果や回収増大効果に改めて着目し、推進を図ります。

⑫ 一部弁済による保証人免除の有効活用

個別求償権の状況に応じ一部弁済による保証人免除を活用し、早期回収を図

ると共に、支払能力以上の加重負担を有する保証人の負担軽減を行います。

⑬ コンプライアンス態勢の充実

平成24年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する内部研修及び啓発活動を計画的に行います。

また、職員のコンプライアンス意識を高めるために、毎月コンプライアンス・チェックシートを実施します。

⑭ 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施

国や地方公共団体が中小企業の資金繰り対策として創設または改正する信用保証制度等について、協会内部の職員に対して周知・理解を目的とした研修会を実施し、関係先への広報や事務リスクを防止することに繋がります。

特に信用保証料や信用保険料に係る基本研修は、毎年度内部研修会を実施し、職員の習熟度を高めます。

⑮ 個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化

協会内の個人情報保護体制を厳格に施行し、個人情報保護の取扱い及び個人データの適正管理を行います。

また、規程に基づき定期的に個人データ取扱い状況に係る点検・監査を実施し、チェック体制を強化します。システムやPCのセキュリティ管理については、日常的に監視を行い、情報漏洩やシステムトラブルが起きないように対策を講じます。

⑯ 内部監査体制の充実

協会のガバナンス維持のために、内部規程や法令・規則・行動規範等の遵守状況及び業務処理状況について内部監査を実施致します。

⑰ 平成26年度予定の新電算システム導入への取り組み

平成26年度に予定している新電算システムについて、スムーズな導入ができるよう職員の配置を行い、システムの充実を図る準備期間を確保します。

3. 保証承諾等主要計画

平成24年度の保証承諾等の主要業務数値は（見通し）は、以下のとおりです。

	金額	対前年度 計画比
保証承諾	51,000 百万円	87.9%
保証債務残高	124,222 百万円	90.3%
代位弁済	3,000 百万円	100.0%
実際回収	1,000 百万円	100.0%